

平成14年3月13日

「振興会商工組合の組織運営に関する提言」について

社団法人 東京都自動車整備振興会
東京都自動車整備商工組合

平成13年8月7日開催の振興会商工組合総務委員会において、支部組織や役員委員任期等に関する課題が協議されました。本件に関し振興会商工組合は、「組織運営プロジェクト」を組織して検討することといたしました。

3回にわたるプロジェクト会議の結論として1月11日にいただいた提言は、1月29日開催の両団体総務委員会でご報告しご審議をいただきましたことをご報告します。

プロジェクトの提言は別添のとおりです。「ブロック事業の活性化」「支部会員数の下限の設定」「理事のあり方」「委員会委員等の任期」「三団体長のあり方」「支部・委員会のあり方」「役員の定数」「役員委員・ブロック長支部長の任期」「政治連盟のあり方」など、多岐にわたる諸問題について具体的な提言をいただきました。

今後、提言の趣旨を尊重し、「ブロックのあり方」作成配布など、逐次具体化に向けて歩を進めてまいります。また、16年の役員改選までに継続検討とされるテーマについて、今後の継続協議を予定します。

なお、今般のプロジェクト提言のうち、以下の5点について申し添えます。

1. 支部会員数の下限

本プロジェクトから支部会員数について、「支部の会員数の下限は100以上とする」ことの内規化を提言いただきました。これは、100に満たない支部は即時対応すべきという趣旨ではないとのことです。

このため、「支部会費の負担とサービスの均質性」や「支部役員負担の軽減」などの観点から、

「支部の会員数の下限は100以上とすることが望ましい」

との見解にたち、今後、支部役員皆様のご理解をいただくよう努めます。

2．理事のあり方

会員組合員理事のあり方について、「法人個人の代表者」及び「任期途中での法人役職変更時の取り扱い」の提言をいただいたことにより、これらの明確化が図れるものと期待します。

ただし、現状では企業の役員形態が多様化し、登記簿に登録されない執行役員制などがあります。このため、個人経営の代表に準ずる者（例えば二世後継者）に同じく、法人役員にあっても「代表に準ずる者」とし、「法人個人の代表者」に関しては

「都内に認証事業場を有する法人又は個人を代表する者
（法人にあつては企業役員又はこれに準ずる者、
個人にあつては代表者又はこれに準ずる者）」

と内規化することにより、団体の事業運営に役員を派遣していただく会員組合員から一層の協力を得られるものと考えます。

3．委員会委員等の任期

常置委員会委員長の最長在任期間について「委員長の在任期間は、過去を含めて最長2期4年の上限を設定する。」こととし、平成14年度からの実施が適当との提言をいただきました。

本件については、「時代と共に新しく」という考え方と合わせて、「的確な委員会運営」という考え方など両論があり、弾力的運用が必要と考えます。

このため、

「委員長の在任期間は、2期4年を原則とする。」

との考えで対応することとします。

4．三団体長のあり方

三団体を一人の長が束ねることについて、

「三団体長の一人制が望ましいが、その限りでない」

との現状に即した提言をいただきました。このことにより、団体長を引き受けていただく方の社内的個人的負担の軽減を始めとして、より柔軟な対応が期待されます。

5．組織運営課題の継続審議

今般組織運営プロジェクトからいただいた提言では、時間的制約を課せられていたため、役員、ブロック支部組織のほかに整備三団体の事業と財政など、更に検討すべき課題を提起されております。次期平成16年の役員改選を目標として、改めてプロジェクト等により継続検討を行うこととしております。

以上